

表1 被告警告と原告回答等のまとめ

年月日	原告の行為ならびに回答内容	被告の警告内容
2005.05.02		「当社（被告）は、貴社（原告）が当社商標を侵害することのないように求めます」
2005.05.24	[参考] 原告標章について商標登録出願（2類, 11類, 37類, 40類）	
2005.11.23		「当社（被告）は、2005年5月2日に、エコリカ株式会社へ貴社（原告）が当社の商標権を侵害することのないように伝達しました。本日、ミドリ店にて、『人と地球』の文字を含むインクカートリッジ等の貴社リサイクルBOXを見ました。『当社への商標権侵害』とは、当社が商標を使用するに妨害になる行為を含み、また、当社が粗悪品のリサイクル商品を販売している業者と提携があるかのような誤解を生じせしめる表示であります。当社は貴社の不法行為意思があるものと考えており、貴社の『人と地球』なる文字を使用した印刷物等によっては、トラブルが起こるものと考えており、懸念しております」
2005.11.30	原告標章は被告商標とは類似せず、指定商品も異なることから、原告標章の使用は被告商標権を侵害していないから、被告の商標権侵害の主張は、明確な法的根拠がないにもかかわらずされているもので、これ自体不法行為による損害賠償等の法的責任が生ずるものであって、今後このような違法な侵害警告や信用毀損行為等をしないよう警告	原告の上記内容証明郵便の「内容を検討しましたが、貴社（原告）は当社（被告）がFAXにて言及していない内容にまで踏み込んでおり、…まったく当を得ていない内容であると当社は考えており」、被告が上記ファックス文書で「伝達したことは当然のことです。当社としては一切、貴社への不法行為責任が成立するとは考えていません。なお、当社は貴社により、当社商標が使用できなくなった場合には、貴社の当社への不法行為によるものとみなします」
2005.12.06	被告の主張は「法的根拠を欠く抽象的な主張の繰り返し」であり、「それ自体、当社（原告）の営業妨害に該当しますので、その旨警告します」	「貴社（原告）代理人の主張が当を得ているかどうかは裁判所が判断することであると思います。」「当社（被告）は貴社代理人が当社に対して、同文書の内容を伝達してくること自体が当社への不法行為ではないのか、と考えており、公正なる裁判所の判断をおおぐ必要があります」
2005.12.13	「貴社（被告）からは、未だに当社（原告）の行為が商標権侵害に該当することについて具体的な根拠を明示していただいていませんので、これを明示されるか、商標権侵害の主張を撤回されるか、回答されるよう催告します」	
2005.12.23		「貴社（原告）代理人の主張が当を得ているかどうかは裁判所が判断することであると思います。」「当社（被告）は貴社代理人が当社に対して、同文書の内容を伝達してくること自体が当社への不法行為ではないのか、と考えており、公正なる裁判所の判断をおおぐ必要があります」
2006.12.06		「当社（被告）は貴社（原告）に対して、2005年12月6日にも、当社商標を侵害しないように求める連絡をしました。当社商標の一般化をさせる方法で、当社商標を使用できなくすることは当社への詐害行為です」
2007.09.03	原告標章を付したリサイクルボックスを使用した使用済みプリンター用インクカートリッジの再生を一般消費者に呼びかける目的の一面広告を朝日新聞に掲載	
2007.09.04		「2007年9月3日朝日新聞掲載の御社（原告）広告を見ました。人と地球なる文字を含む同広告に、A社のような広告を打つことによる当社（被告）商標と混同を生じる可能性のあるA社みたいな広告の文言中の人と地球を除去するか、出所の混同を生じた場合によるトラブルの除去をするための行為をすることによる当社のトラブルの経費をA社みたいに御社に請求することになるので、6ヶ月以内に当社へ自分のための商標であることを示し、出所の混同を除去するための商標を検討の上、修正してください」
2007.10.02	同月15日までに代理人事務所宛に、今後同様の警告をしない旨を文書で回答するよう催告し、上記期限までに回答をしないか、これまでと同様の対応を継続する場合には、被告の主張が根拠がないことの確認と損害賠償を求めて訴訟提起に及ばざるを得ない旨を記載して送付 →その後、本訴提起	
2008.05.09	[参考] 原告標章が商標登録される	
2008.06.10		本判決